

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況									
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6361-7863									
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関
46628	(株) 今井土木	広島県	その他	当該業者の取締役は、広島県発注の道路維持修繕業務の指名競争入札に関し、同県の職員が漏洩した情報をもとに落札し、入札の公正を害したとして、令和5年1月25日、公契約関係競売入札妨害の疑いで広島県警に逮捕され、令和5年2月15日公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。	R5.5.1 ~ R5.6.30	2箇月	中国	別表第2第6号（公契約関係競売等妨害又は談合）	中国地方整備局
					R5.5.1 ~ R5.5.31	1箇月	中国以外		
2594	(株) 増岡組	広島県	その他	当該業者の社員（使用人）は、広島県立高校改修工事の一般競争入札で、令和3年8月5日、同県の職員が予定価格を伝え、その謝礼としてスポーツ観戦チケットを渡したとして、令和5年2月22日、公契約関係競売等妨害と贈賄の疑いで広島県警に逮捕され、令和5年3月15日、公契約関係競売等妨害と贈賄の罪で起訴された。	R5.5.1 ~ R5.7.31	3箇月	中国	別表第2第6号（公契約関係競売等妨害又は談合）	中国地方整備局
8057	(株) イトー	静岡県	その他	(株) イトーは、民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施工令第1条の第2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年3月24日、建設業許可部局である静岡県知事より監督処分（指示処分）を受けた。	R5.5.1 ~ R5.5.31	1箇月	中部	別表第2第9号（建設業法違反行為）	中部地方整備局
16789	(株) 進興工業社	東京都	その他	株式会社進興工業社は令和2年11月6日、荒川遊園（仮称）キャンディハウス外5棟建築及び改修工事において、通路及び作業用に設けた高さ2.7メートルの足場上で作業を行っていたところ、足場の一部に手すりを設ける等の墜落防止措置を講じておらず、作業員1名が墜落し、死亡する工事関係者事故が発生させた。この件について、同社及び同社の使用人は、労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられた。	R5.5.1 ~ R5.5.14	2週間	関東	別表第1第8（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	関東地整、官庁営繕部
2454	水道機工(株)	東京都	その他	当該事業者は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。また、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。これらのことが建設業法第29条第1項第2号の該当するとして、令和5年2月10日、建設業許可部局である関東地方整備局長から営業停止処分を受けた。さらに、建設業法第15条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが建設業法第28条第1項本文に該当するとして、同日、関東地方整備局長から指示処分を受けた。	R5.6.1 ~ R5.11.30	6箇月	関東	別表第2第9号（建設業法違反行為）	全ての地方整備局、官庁営繕部、北海道開発局、沖縄総合事務所
					R5.6.1 ~ R5.8.31	3箇月	九州		
35384	(株) 水機テクノス	東京都	その他	当該事業者は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。また、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号の該当するとして、令和5年2月10日、建設業許可部局である関東地方整備局長から営業停止処分を受けた。さらに、建設業法第15条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが建設業法第28条第1項本文に該当するとして、同日、関東地方整備局長から指示処分を受けた。	R5.6.1 ~ R5.8.31	3箇月	関東	別表第2第9号（建設業法違反行為）	全ての地方整備局、官庁営繕部、北海道開発局、沖縄総合事務所
					R5.6.1 ~ R5.6.30	1箇月	中部		
34046	(株) 安武建設工業	熊本	その他	同社は、令和2年9月30日、令和3年9月30日及び令和4年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に完成工事高を増した虚偽の内容を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県に提出し、入札参加資格申請を行った。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月14日に熊本県知事から30日間の営業停止処分を受けたものである。	R5.6.1 ~ R5.8.31	3箇月	九州	別表第2第9号（建設業法違反行為）	九州地整
2923	中部電力ミライズ(株)	愛知県	その他	公正取引委員会は、令和5年3月30日（木）に中部電力、中部電力ミライズ（株）、中国電力（株）、九州電力（株）、九電みらいエナジー（株）及び関西電力（株）6社について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為（カルテル）があったとして、関西電力を除く5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。	R5.6.1 ~ R5.7.31	2箇月	関東中部北陸近畿	「物品購入契約等に係る指名基準の明確化等について（平成11年2月24日付け総発第86号）」別表第1第3号（独占禁止法違反行為）	関東地整、中部地整、北陸地整、近畿地整
2728	関西電力（株）	大阪	その他	公正取引委員会は、令和5年3月30日（木）に中部電力、中部電力ミライズ（株）、中国電力（株）、九州電力（株）、九電みらいエナジー（株）及び関西電力（株）6社について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為（カルテル）があったとして、関西電力を除く5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。	R5.6.1 ~ R5.6.30	1箇月	関東中部北陸近畿中国四国九州	「物品購入契約等に係る指名基準の明確化等について（平成11年2月24日付け総発第86号）」別表第1第3号（独占禁止法違反行為）	関東地整、中部地整、北陸地整、近畿地整、中国地整、四国地整、九州地整

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6361-7863										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
1324	谷本建設工業（株）	愛媛県	その他	当該事業者は、愛媛県発注の工事において、建設業法に基づき当該工事の技術者として監理技術者を配置しなければならないところ、その資格を有しない者を配置していたことが同法第26条第2項に違反するとして、令和5年4月27日、愛媛県から監督処分（営業停止15日間）を受けた。	R5.7.3	～ R5.8.13	6週間	四国	別表第2第9号（建設業法違反行為）	四国地整
38233	弘陽建設（株）	福島県	その他	当該事業者は、鏡石町発注の工事現場に専任を要する公共工事の主任技術者に、営業所の専任技術者を配置していた。また、鏡石町発注の工事現場に専任を要する公共工事の主任技術者を、他の複数の工事の主任技術者としても配置していた。 このことが、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和5年5月17日に建設業許可部局である福島県知事から指示処分を受けた。	R5.7.3	～ R5.8.2	1箇月	東北	別表第2第9号（建設業法違反行為）	東北地整
47270	（株）中村建設	東京都	その他	当該事業者は、東京都内の公共工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反して、自らが請け負った建設工事を一括して下請業者に請け負わせた。 また、建設業法第26条第2項の規定に違反して、当該工事現場に監理技術者を配置しなかった。 さらに、事実と異なる下請内容を記載した虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。 このことが、建設業法第28条第3項に該当するとして、令和5年3月28日、東京都知事より監督処分（営業停止37日間）を受けた。	R5.7.3	～ R5.9.2	2箇月	関東	別表第2第9号（建設業法違反行為）	官庁営繕部 関東地整
34825	（株）赤羽組	福島県	その他	（株）赤羽組の元代表取締役は、代表取締役だった平成30年7月頃から令和4年8月頃にかけて、福島県発注の公共工事の入札をめぐる、福島県職員から設計金額等を教えてもらった見返りに現金や飲食代等を渡したとして、令和5年5月16日、贈賄の疑いで福島県警に逮捕された。	R5.8.1	～ R5.10.31	3箇月	全国	別表第2第2号（賄賂）	東北地整
27706	東日本緑化工業（株）	福島県	その他	東日本緑化工業株式会社の元代表取締役は、代表取締役だった令和4年6月1日、福島県発注の複数の公共工事の入札をめぐる、福島県職員から入手した設計金額を他社に教えて一部を落札させ、入札の公正を書したとして、令和5年6月6日、公契約関係競争入札妨害の疑いで福島県警に逮捕された。	R5.9.1	～ R5.12.31	4箇月	全国	別表第2第6号（公契約関係競争等妨害又は談合）	北海道、 東北地整、 関東地整、 及び沖繩総合
8574	京都土木（株）	京都府	その他	京都土木（株）は、令和5年6月27日付けで建設業許可部局（京都府）より、以下の監督処分を受けた。 審査基準日令和3年3月31日の経営事項審査申請において、既に退職した者や資格及び実務経験のない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者（京都府及び京都市）が資格審査に用いた。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第1項の規定により指示処分の対象となった。	R5.10.2	～ R5.12.1	2箇月	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）	近畿地整
40868	（株）赤井建設	富山県	その他	（株）赤井建設は、国立大学法人発注の建築一式工事の施工にあたり、建設業法第3条第1項第2号で規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請として、政令で定められた総額6,000万円以上（建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）による改正前の建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条ただし書に規定する額）の下請契約を締結したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月13日に富山県知事より指示処分を受けた。	R5.10.2	～ H24.11.1	1箇月	北陸	別表第2第9号（建設業法違反行為）	北陸地整

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6361-7863										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
40657	西武造園㈱	東京都	その他	西武造園㈱は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長から監督処分（営業停止22日間）を受けた。	R5.10.2	～ R5.12.2	2箇月	関東	別表第2第9号（建設業法違反行為）	関東地整
2163	西武建設㈱	埼玉県	その他	西武建設㈱は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分（営業停止45日間）を受けた。	R5.10.2	～ R6.3.1	5箇月	東北	別表第2第9号（建設業法違反行為）	全ての地方整備局、官庁営繕部、北海道開発局、沖縄総合事務所
					R5.10.2	～ R6.2.1	4箇月	東北以外		
51853	木津川道路㈱	京都府	その他	木津川道路株式会社は、営業所に常勤の専任技術者がいるように見せかけた虚偽の書類により京都府に建設業許可の変更を届出、不正に特定建設業許可を受けたとして、代表取締役を含む5人が建設業法違反の疑いで京都府警察本部に逮捕された。	R5.10.2	～ R6.2.1	4箇月	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）	近畿地整
62218	木本工業（株）	高知県	その他	公正取引委員会は、令和5年9月28日、当該事業者を含む14者について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、当該事業者が、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。	R5.11.10	～ R6.1.9	2箇月	四国	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	四国地方整備局
19586	構管技術コンサルタント（株）	高知県	その他	公正取引委員会は、令和5年9月28日、当該事業者を含む14者について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、当該事業者が、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。	R5.11.10	～ R6.1.9	2箇月	四国	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	四国地方整備局
28367	（株）高建総合コンサルタント	高知県	その他	公正取引委員会は、令和5年9月28日、当該事業者を含む14者について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した当該事業者の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、当該事業者が、排除措置命令を受けたことによる。	R5.11.10	～ R6.1.9	2箇月	四国	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	四国地方整備局
17104	（株）ジオテク	高知県	その他	公正取引委員会は、令和5年9月28日、当該事業者を含む14者について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、当該事業者が、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。	R5.11.10	～ R6.1.9	2箇月	四国	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	四国地方整備局
61731	（株）四国トライ	高知県	その他	公正取引委員会は、令和5年9月28日、当該事業者を含む14者について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、当該事業者が、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。	R5.11.10	～ R5.12.9	1箇月	四国	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	四国地方整備局
51197	（株）第一コンサルタンツ	高知県	その他	公正取引委員会は、令和5年9月28日、当該事業者を含む14者について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、当該事業者が、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。	R5.11.10	～ R6.1.9	2箇月	四国	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	四国地方整備局
8942	長崎テクノ（株）	高知県	その他	公正取引委員会は、令和5年9月28日、当該事業者を含む14者について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、当該事業者が、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。	R5.11.10	～ R6.3.9	4箇月	四国	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	四国地方整備局

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6361-7863										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
	フジタ・新井組特定建設共同企業体		事業団	当該事業者は、当事業団発注の「姫路市八家川第五ポンプ場建設工事」において、令和5年8月2日、ポンプ場躯体と鋼矢板の間を流動化処理土により埋戻しを行っている際に、発生した湧水と流動化処理土を姫路市河川に流出させ公衆損害事故を発生させたことによる。	R5.11.13	～ R6.1.12	2箇月	近畿	別表第1第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	—
19796	㈱フジタ	東京都	事業団	同上	R5.11.13	～ R6.1.12	2箇月	近畿	別表第1第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	—
2949	㈱新井組	兵庫県	事業団	同上	R5.11.13	～ R6.1.12	2箇月	近畿	別表第1第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	—
6291	㈱兵庫工務店	群馬県	その他	当該事業者は、同社加工場において、無資格の従業員がフォークリフトを運転して木材の積荷の荷下ろしを行った際、積荷が落下し、労働者が積荷の下敷きになり死亡する事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反により前橋簡易裁判所から略式命令を受け、罰金刑が確定した。	R5.12.1	～ R5.12.31	1箇月	関東	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	官庁営繕部、関東地整
5554	(株)松本組	兵庫県	その他	当該事業者の取締役は、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所が発注した播但連絡道路の維持修繕工事の一般競争入札で、同事務所職員より工事価格などを入手し、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月30日、公契約関係競売入札妨害の疑いで兵庫県警に逮捕された。その後令和5年10月21日に贈賄の疑いで再逮捕された。	R6.1.4	～ R6.4.3	3箇月	全国	別表第2第6号（公契約関係競売委妨害又は談合）イ	近畿地整
27623	(株)柳沢建設	秋田県	その他	当該事業者は、秋田県鹿角市発注の「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改修工事（機械設備工事）」において、虚偽の施工体制台帳等を作成し、その写しを発注者に提出した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年10月30日、建設業許可部局である秋田県知事から営業停止処分（7日間）を受けた。	R6.1.4	～ R6.2.14	6週間	東北	別表第2第9号（建設業法違反）及び第4第2項（指名停止期間の特例）	東北地整
2200	(株)岩村組	新潟県	その他	当該事業者の顧問及び元常務取締役が、新潟県新発田地域振興局発注の「松浦地区区画整理第33次工事」の入札を巡り、同振興局元農村整備部長が漏洩した情報を元に自社が落札しよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月20日、公契約関係競売入札妨害容疑で新潟県警に逮捕された。その後、同振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関しても、元部長が当該事業者の顧問に漏洩した情報を元に(株)西奈美組が落札しよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で当該事業者の顧問が再逮捕された。	R6.1.4	～ R6.4.3	3箇月	北陸	別表第2第6号（公契約関係競売委妨害又は談合）ロ及び第5第五号（独占禁止法違反等の行為に対する指名停止期間の特例）	北陸地整
					R6.1.4	～ R6.3.3	2箇月	北陸以外		
1849	(株)小野組	新潟県	その他	当該事業者の元常務取締役が、新潟県新発田地域振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関して、同振興局元部長が他業者の顧問に漏洩した情報を元に他業者が落札しよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で、逮捕された。	R6.1.4	～ R6.3.3	2箇月	北陸	別表第2第6号（公契約関係競売委妨害又は談合）ロ	北陸地整 東北地整 関東地整 中部地整
					R6.1.4	～ R6.2.3	1箇月	北陸以外		
37254	(株)西奈美組	新潟県	その他	当該事業者の代表取締役が、新潟県新発田地域振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関して、同振興局元部長が他業者の顧問に漏洩した情報を元に貴社が落札しよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕された。	R6.1.4	～ R6.4.3	3箇月	全国	別表第2第6号（公契約関係競売委妨害又は談合）イ	北陸地整



【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6361-7863										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
5287	(株)日立プラントサービス	東京都	事業団	当該事業者は、当事業団発注の「室蘭市中島下水ポンプ場水処理設備工事」において令和5年11月18日、しきホッパ架台建て込み作業中に、単管等で転倒防止措置をしていた同柱が倒れ、柱と共に被災者が約3.8m転落して、骨盤骨折（全治6ヶ月）の事故を起こし、これにより、労働基準監督署からは正勸告書及び指導票の交付を受けた。	R6.2.19	～ R6.3.18	1箇月	北海道	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） 運用基準 1. 工事関係事故	—
2.4E+08	新陽工業(株)	三重県	その他	当該事業者の元代表取締役は、三重県北勢水道事務所が発注した水道設備補修工事の一般競争入札（総合評価方式）をめぐり、入札のための技術資料の作成の助言・指導などの便宜を図る見返りとして、現金を支払う約束をしたとして、令和5年11月15日、贈賄容疑で三重県警に逮捕された。	R6.2.19	～ R6.5.18	3箇月	全国	別表第2第2号（贈賄）	中部地整
50272	(株)久米設計	東京都	その他	当該事業者の元九州支社長は、宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事における設計業務の入札をめぐり、令和5年11月16日、公契約関係競売入札妨害の容疑で宮崎県警に逮捕された。	R6.2.19	～ R6.4.18	2箇月	九州地域	別表第2第6号（公契約関係競売委妨害又は談合）口	全ての地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、官庁営繕部
					R6.2.19	～ R6.3.18	1箇月	九州地域以外		
26030324	(株)西脇産業	京都府	その他	当該事業者は、令和2年8月に設置した宇治田原営業所を、建設工事の契約締結を行う営業所とする委任状を提出し、宇治田原町の入札参加資格（令和4・5年度分）を取得して建設業の営業を行っていたにもかかわらず、営業所新設から30日以内に変更届出書を提出しなかった。このことが、建設業法第11条第1項に違反し、同法第28条第1項の規定により、令和5年11月24日に建設業許可部局から指示処分を受けた。	R6.2.19	～ R6.3.18	1箇月	近畿地域	別表第2第9号（建設業法違反行為）	近畿地整
36	蜂谷工業(株)	岡山県	その他	当該事業者は、令和5年11月28日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事の発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分（営業停止45日間）を受けた。	R6.3.1	～ R6.9.30	7箇月	中国地域	別表第2第9号（建設業法違反行為）	全ての地方整備局、官庁営繕部
					R6.3.1	～ R6.6.30	4箇月	中国地域以外		
287	古郡建設(株)	埼玉県	その他	当該事業者の使用人は、深谷市発注の血沼浄水場更新工事で発生した事故において、熊谷労働基準監督署長に虚偽の報告をしたとして、令和5年11月13日、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。	R6.3.1	～ R6.3.31	1箇月	関東地域	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	関東地整、官庁営繕部
16619	三愛物産(株)	愛知県	その他	当該事業者の岐阜支店長は、岐阜県山県市が令和3年6月に発注した高富水源にある配水ポンプ制御盤の更新工事の指名競争入札をめぐり、同市水道課課長補佐に自社に有利な指名業者選定案を作成させたうえ、決定した指名業者を教えてもらい自社に落札させて公正な入札を妨害したとして、令和5年11月29日、公契約関係競売等妨害の疑いで岐阜県警に逮捕された。	R6.3.1	～ R6.4.30	2箇月	中部地域	別表第2第6号（公契約関係競売委妨害又は談合）口	中部地整、北陸地整、近畿地整、中国地整、四国地整
					R6.3.1	～ R6.3.31	1箇月	中部地域以外		

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6361-7863										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
13386	(株)阿部工務店	宮城県	その他	当該事業者は、少なくとも過去5年間に於いて、負債額等の数値を偽った決算書を作成し、その数値を用いて経営事項審査の申請を行った。 当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得たことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年12月22日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（営業停止45日間）を受けた。 また、同法第11条第2項に規定する書類に、事実と異なる負債額等虚偽の内容を記載し提出したことが、同条に違反し第28条第1項に該当するとして、同日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（指示処分）を受けた。	R6.3.1	～ R6.7.31	5箇月	東北地域	別表第2第9号（建設業法違反行為）	東北地整
	飛鳥・広成・三島特定建設共同企業体		事業団	当該事業者は、当事業団発注の「福山市蔵王雨水幹線建設工事」において、令和5年12月21日、材料運搬平台車に、同乗した被災者が転倒落車し、バッテリー一機関車前輪に指を挟まれ被災したことにより、労働基準監督署から是正勧告書の交付を受けた。	R6.3.4	～ R6.4.3	1箇月	中国地域	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	—
1756	飛鳥建設（株）	東京都	事業団	同上	R6.3.4	～ R6.4.3	1箇月	中国地域	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	—
188	広成建設（株）	広島県	事業団	同上	R6.3.4	～ R6.4.3	1箇月	中国地域	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	—
166	三島産業（株）	広島県	事業団	同上	R6.3.4	～ R6.4.3	1箇月	中国地域	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	—
10376	メタウォーター（株）	東京都	事業団	当該事業者は、当事業団発注の「北九州市皇后崎浄化センター水処理設備工事」において、令和6年1月9日、資機材を両手に持って足場昇降階段を降りていたところ、階段中間部（高さ2.8m）において、必要な安全施設（昇降設備の手すり及び中棧）が未設置であったことから、足を滑らせ転落し被災したことにより労働基準監督署から指導書の交付を受けた。	R6.3.7	～ R6.3.20	2週間	九州地域	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	—